

公的医療保険でカバーされない費用は自己負担

高額療養費でカバーされない費用

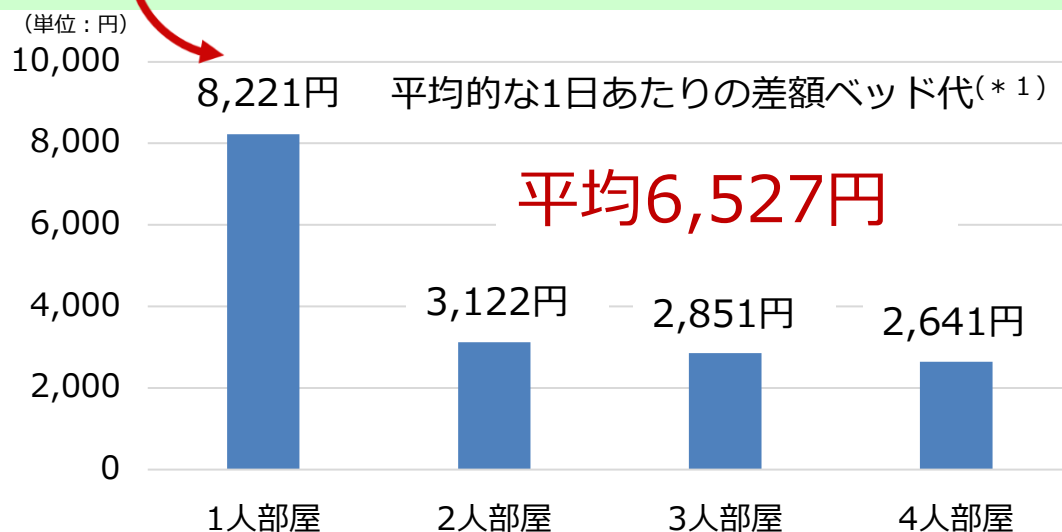
- ・ 差額ベッド代（希望されて個室等に入院した場合）
- ・ 入院時の食事代等の一部負担
- ・ 先進医療の技術料
- ・ 交通費や入院に際しての日用品代など



差額ベッド代の基準(*2)

- ①1病室の病床数：4床以下
- ③病床ごとのプライバシー確保

- ②1人当たりの病室面積：6.4㎡以上
- ④個人用の私物収納設備・照明・小机・椅子の設置



(*1)厚生労働省 令和3年9月「第488回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」

(*2)「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

(平成18年3月13日 保医発第0313003号(最終改定：令和4年3月4日 令和4年厚生労働省告示第53号、令和4年厚生労働省告示第54号)から差額ベッドに関する部分を一部抜粋し住友生命にて作成。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。